

## 運営規則の運用について

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会運営規則の運用については、次にしたがって実施する。

### 第4条関係（会員としての期間）

- (1) 新入学生は、所定の日までに加入手続きを完了（共済契約者が前年度末までに加入申請を行い、当該年度の所定の日までに共済掛金を当法人に納入する。以下同じ。）した場合、指導要録上の入学日（以下、「入学日」という。）移行当該年度の3月31日まで。
- (2) 第5条第1項により会員の資格を所定の日までに更新した場合、4月1日以降当該年度の3月31日まで。
- (3) 転編入学、復学及び新たに加入する場合は、加入手続きが完了した日の翌日以降当該年度の3月31日まで。
- (4) 休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日まで。
- (5) 退会した場合は、退会した日まで。

### 付 則

この運営規則の運用については、平成25年12月2日から施行する。

### 付 則

この運営規則の運用については、平成26年8月1日から施行する。  
平成25年度以前の共済事業に関するものは、なお従前の例による。